

岩手県教育委員会告示第2号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり岩手県指定有形文化財を指定する。

平成31年4月16日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

指定番号	種別	名称	員数	所有者
有第265号	建造物	本宮観音堂 附 厨子	1棟 1基	胆沢郡金ヶ崎町西根大前118番地 谷地下自治会
有第266号	彫刻	木造観音菩薩立像（伝十一面観音）	1軀	遠野市松崎町駒木13地割24 宗教法人西教寺
有第267号	工芸品	金銅聖観音菩薩坐像御正躰	1面	遠野市綾織町新里10地割12 出羽神社別当 菊池万吉